

# 奈良県森林クラウドシステム導入検討業務 業務説明書

本説明書は、奈良県森林クラウドシステム導入検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 1 委託業務の概要

- (1) 業務名  
奈良県森林クラウドシステム導入検討業務
- (2) 業務履行場所  
奈良県内
- (3) 業務内容  
別紙「奈良県森林クラウドシステム導入検討業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおり。
- (4) 委託上限額  
12,760,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
※当該予算が議決されなかった場合は、本業務の手続きについて停止等の措置を行う場合がある。その場合、当県は手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとする。
- (5) 委託期間  
契約締結の日から令和7年12月22日（月）まで
- (6) 担当部局  
〒630-8501 奈良市登大路町30番地（奈良県庁分庁舎5階）  
奈良県 環境森林部 森林環境課 森林計画係  
TEL 0742-27-8047（直通） FAX 0742-24-5004  
Mail rinsei@office.pref.nara.lg.jp

## 2 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかつ

- った者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。
  - (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
  - (7) 金融機関からの取引停止を受けていない者であること。
  - (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定を受けた者については、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
  - (9) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q2」電算業務で登録されている者（ただし、参加表明書提出時点において登録が完了していない者については、その時点において当該項目に係る登録申請書類を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととするが、企画提案書等提出締切時点（令和7年3月28日午後4時30分）までに登録を完了していなければ、本件に関する参加資格を喪失するものとする。）であること。
  - (10) 平成31年度（令和元年度）以降において、国または地方公共団体と本件業務と同類業務（クラウド型GISシステムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務）の履行実績を有する者であること。
  - (11) 管理技術者として、下記資格または実績を1つ以上有する者を配置できる者であること。
    - ①文部科学省認定「技術士（森林部門）」
    - ②一般社団法人日本森林技術協会認定「森林情報士」のうち「森林GIS1級」
    - ③公益社団法人日本測量協会認定「空間情報総括監理技術者」
    - ④経済産業省認定「情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト）」
    - ⑤経済産業省認定「高度情報処理技術者（スキルレベル4）」
    - ⑥平成31年度（令和元年度）以降に国または地方公共団体とクラウド型GISシステムもしくは林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者。
  - (12) 担当技術者として、(11)①から⑤の資格または(11)⑥の実績を1つ以上有する者を配置できる者であること。
  - (13) (11)(12)の技術者を各1名以上配置するものとし、技術者間の兼務は認めない。

### 3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定められた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

### 4 参加表明書の提出

#### (1) 提出期間

令和7年2月27日(木)から令和7年3月19日(水)の午後4時30分まで。

ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

#### (2) 提出先

1(6)担当部局に同じ

#### (3) 提出方法

郵送、持参または電子メールにて提出すること。電子メールでの提出は、題名の最初に〈奈良県森林クラウドシステム導入検討業務 参加表明〉と明記し、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。なお、郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

#### (4) 提出物および提出部数

- ・参加表明書(様式1-1)・・・1部
- ・同類業務の実績(様式1-2)・・・1部
- ・同類業務の実績を証明する書類・・・1部
- ・技術者の要件を満たすことを証明する書類・・・1部
- ・競争入札参加資格に係る登録申請中である場合はそのことを証明する書類・・・1部

#### (5) 参加表明書の内容に関する留意事項

##### ①様式1-2 同類業務の実績

- ・平成31年度(令和元年度)以降に国または地方公共団体から請け負った業務の実績について記入すること。
- ・複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に類似していると思われるものから最大5件まで記入すること。
- ・同類業務とは、クラウド型GISシステムまたは林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステムの構築関係業務をいう。

##### ②同類業務の実績(2(10)を満たすこと)を証明する書類

契約書の写し等、契約の種類及び業務内容が分かる書類を添付すること。

##### ③技術者の要件(2(11)(12)(13)を満たすこと)を証明する書類

資格証等の要件を満たしていることが分かる書類を添付すること。

- (6) 企画提案書の提出を依頼する者を選定するための要件  
参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有すると確認された者に対し、書類審査を行い、書類に不備のない者を企画提案書の提出を依頼する者として選定する。
- (7) 選定、非選定の通知
- ①参加表明書を提出した者には、企画提案書の提出依頼または非選定の通知をする。このうち、非選定の通知をした者に対してはその理由を書面により通知する。
  - ②非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を求めることができる。
  - ③（7）②の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に書面により行う。
  - ④非選定理由の説明書請求の受付期間、場所及び受付方法は以下のとおり。
    - (ア) 受付期間  
（7）②のとおり。
    - (イ) 受付場所  
1（6）担当部局に同じ
    - (ウ) 受付方法  
郵送、持参または電子メール。（任意様式）  
電子メールでの提出は、題名の最初に〈奈良県森林クラウドシステム導入検討業務 非選定理由説明書請求〉と明記し、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。  
なお、郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

## 5 企画提案書の提出

- (1) 提出期間  
令和7年2月27日（木）から令和7年3月28日（金）の午後4時30分まで。  
ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分までとし、県の休日を除く。
- (2) 提出先  
1（6）担当部局に同じ
- (3) 提出方法  
郵送または持参に限る。  
※ただし、副本については、別途 PDF データを担当部局宛に電子メールで提出すること。  
郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- (4) 提出物および提出部数  
正 各1部、副 各8部（A4サイズ）  
・ 企画提案書鑑文（様式2）  
・ 企画提案書本文（任意様式）  
・ 見積書（任意様式）

(5) 企画提案書の内容に関する留意事項

①企画提案書本文

仕様書の内容を充たした上で、次の事項について記載すること。

※記載様式は任意とし、A4サイズ20枚以内に記載すること。

(ア) 企画提案

a 業務実施方針

企画提案の考え方について、業務の目的や当県の森林・林業業務の現状を踏まえ、仕様書5.業務内容(2)(3)(4)に記載する業務を実施する上での考え方を実施方針として記載すること。

b 既存システムとの連携検討

森林クラウドシステムとの連携が考えられる既存システム(奈良スーパーアプリ、統合型GIS等)に対する理解度に加え、連携可否に係る検討方法について記載すること。

c 業務実施スケジュール

本業務の実施に必要なスケジュール、実施フローを記載すること。

d 業務遂行力及び実施体制

本業務の遂行に関する有益な知見及びノウハウ等について記載すること。また、本業務を実施するにあたっての人員配置や業務分担などに関する実施体制(連絡調整等に関する体制も含む)を記載すること。

②経費見積

・本業務実施に係る必要経費の見積書を提出すること。

・記載様式は任意とし、A4サイズ1枚以内に記載すること。

(6) 企画提案書の作成上の留意事項

- ・プロポーザルは業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・副本については、提案者を特定することができる内容の記述(個人名、具体的な社名)を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。ただし、雑誌名、商品名、ブランドロゴの記載についてはこの限りではない。
- ・企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。
- ・企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。また、企画提案書はその特定以外の目的で、提案者に無断で他に使用することはない。
- ・企画提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効となる。
- ・企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出すること。

## 6 企画提案等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年3月10日(月)の午後3時まで。

ただし、受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後3時までとし、県の休日を除く。

- (2) 提出先  
1 (6) 担当部局に同じ
- (3) 提出方法  
郵送、持参または電子メール。(任意様式)  
電子メールでの提出は、題名の最初に〈奈良県森林クラウドシステム導入検討業務 企画提案等に関する質問〉と明記し、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。  
なお、郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。
- (4) 回答  
令和7年3月14日(金)までに、奈良県環境森林部森林環境課ホームページに掲載。  
※質問者への個別の回答は行わない。  
※公表の際、質問者名は明示しない。

## 7 委託事業者の選定

- (1) 企画提案書の評価  
①企画提案書等の評価は、選定審査会において、下記企画提案書評価基準に基づき審査を行うものとし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。ただし、提案者が1者の場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての審査項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合には当該提案者を契約の相手方として選定する。審査は非公開で行う。

### 【企画提案書評価基準】

| 評価項目              | 評価基準  | 配点  |
|-------------------|---|-----|
| 企画提案力<br>(配点：50点) | 業務の趣旨を十分理解し、その目的に合致した提案になっている。  | 10点 |
|                   | 本県の森林・林業業務の現状を理解した提案になっている。   | 10点 |
|                   | 既存システム（奈良スーパーアプリ、統合型GIS）について理解があり、森林クラウドシステムとの連携可否に係る検討の提案に創意工夫がある。     | 20点 |
|                   | 業務の実施にあたり、無理なく確実に業務遂行できる具体的なスケジュールが示されている。                              | 10点 |
| 業務遂行力<br>(配点：40点) | クラウド型GISシステムや林政手続の電子申請機能を有する森林GISシステム等の類似実績があり、業務の遂行に有益な知見、ノウハウを有しているか。 | 20点 |

|                  |                                       |      |
|------------------|---------------------------------------|------|
|                  | 業務を適切かつ確実に実施できる体制が整備されている。            | 20点  |
| 見積価格<br>(配点：10点) | 提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、妥当な金額である。 | 10点  |
| 合計               |                                       | 100点 |

- ②提出のあった企画提案書等については、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングは、令和7年4月8日(火)(予定)に行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。
- ⑤プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

## (2) 特定、非特定の通知

- ①企画提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、非特定の通知をした者に対しては、その理由を書面により通知する。
- ②非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内にその理由の説明を書面により求めることができる。
- ③(2)②の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に書面により行う。
- ④非特定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおり
- (ア) 受付期間  
(2)②のとおり
- (イ) 受付場所  
1(6)担当部局に同じ
- (ウ) 受付方法  
郵送、持参または電子メール。(任意様式)  
電子メールでの提出は、題名の最初に〈奈良県森林クラウドシステム導入検討業務 非選定理由説明書請求〉と明記し、必ず電話にて送付した旨を連絡し、書類到着の確認を行うこと。  
なお、郵送の場合は簡易書留等の受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

## 8 その他留意事項

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書を無効とする。
- (3) 企画提案書提出期限後における記載内容の変更(追加)は原則として認めない。
- (4) 提出された企画提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。特定を行う作業の終了後には裁断して破棄する。
- (5) 提出された企画提案書およびその複製は、企画提案書の特定以外に提出者に

無断で使用しない。

- (6) 企画提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (9) 本業務内容は、協議により一部変更することがある。
- (10) 特定された場合、当該業務契約書に必要となる企画提案書の内容を反映させた仕様書を県に提出すること。様式は県より別途指示する。
- (11) 奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）にのっとり、別紙公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）を理解した上で受注すること。



### 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。